

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・デザイン工房エアー企画拠点の就労移行支援事業サービス区分の事業は平成28年3月31日をもって廃止した。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産－該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・引当金の計上基準－該当なし

3. 重要な会計方針の変更

「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日、雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知）に基づき、平成27年度より新たな社会福祉法人会計基準に移行した。

4. 法人で採用する退職給付制度

正規職員については、社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が定める退職手当共済契約により、退職手当を支給する

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(事業区分が社会福祉事業のみのため省略)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア デザイン工房エアー企画拠点（社会福祉事業）
 - 「法人本部」
 - 「就労継続支援B型事業 デザイン工房エアー企画」
 - 「就労移行支援事業 workglad」
 - イ ファレ「モナモナ」拠点（社会福祉事業）
 - 「地域活動支援センター ファレ「モナモナ」」
 - ウ さくら工房拠点（社会福祉事業）
 - 「地域活動支援センター さくら工房」
 - エ サポートセンターさくら拠点（社会福祉事業）
 - 「委託相談支援事業」
 - 「指定特定相談支援事業」
 - 「指定一般相談支援事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	10,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合計	0	0	0	10,000,000

**7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等
特別積立金の取崩し**

該当事項はありません。

8. 担保に供している資産

該当事項はありません。

**9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）**

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
有形固定資産 車両運搬具	4,058,012	3,899,605	158,407
有形固定資産 器具及び備品	2,036,854	1,388,596	648,258
有形固定資産 建物付属備品	4,098,130	2,295,235	1,802,895
無形固定資産 権利	1,554,000	0	1,554,000
合計	11,746,996	7,583,436	4,163,560

**10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）**

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	23,871	0	23,871
未収収益	6,400,490	0	6,400,490
立替金	728,245	0	728,245
合計	7,152,606	0	7,152,606

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引の内容

該当事項はありません。

13. 重要な偶発債務

該当事項はありません。

14. 重要な後発事象

該当事項はありません。

**15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

・「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日、雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号、厚生労働省雇用均等等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知）に基づき、平成27年度より新たな社会福祉法人会計基準に移行した。

・上記にに基づき、社会福祉法人さくらんぼ経理規程を平成27年4月1日より制定し施行した。